

阿賀野市告示第108号

阿賀野市緊急農業経営安定対策資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月23日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市緊急農業経営安定対策資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市緊急農業経営安定対策資金利子補給金交付要綱（平成22年阿賀野市告示第192号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「本契約書を締結した証として本書2通作成し、双方記名押印の上各自1通を保有するものとする。」

を

「本契約書を締結した証として本書2通作成し、双方記名押印の上各自1通を保有するものとする（本書を電磁的記録で作成する場合は、双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。」

に、

「住所 阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市

阿賀野市長

印

住所

融資機関名

代表者

印

を

「甲 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市

阿賀野市長

乙

融資機関名

代表者

に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月23日から施行する。